

戸田市プロポーザル方式業者選定実施要綱

平成22年8月20日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市が締結する売買、貸借、請負その他の契約のうち、価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない場合に、企画力、技術力、創造性、専門性、実績等において、契約の相手方にふさわしい業者をプロポーザル方式により選定するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 契約の相手方の選定に当たり、提案（企画を含む。）を求め、その内容の優れた者を受注者とする方式
- (2) 公募型 公募により提案者を募って行うプロポーザル方式
- (3) 指名型 公募により提案者を募ることが適当でない場合に、指名により行うプロポーザル方式

(対象となる契約)

第3条 市長は、次に掲げる契約をプロポーザル方式の実施の対象とすることができる。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする契約
- (2) 建設工事（製造の請負を含む。）の計画から設計まで一貫して発注し、予定価格が3,000万円以上（基本設計と実施設計を分割する場合はその合計）の設計に係る契約
- (3) その他市長が必要と認める契約

(実施対象案件の決定)

第4条 市長は、前条に規定する契約を締結しようとするときは、あらかじめ、戸田市公共調達審査委員会（戸田市公共調達審査委員会規則（平成20年規則第15号）第1条に規定する戸田市公共調達審査委員会をいう。以下同じ。）の審議を経て、当該契約をプロポーザル方式の実施の対象とするものの適否を決定するものとする。

(選定委員会の設置)

第5条 前条の規定により契約についてプロポーザル方式によることを決定したときは、市長は、当該プロポーザル方式による契約（以下「決定契約」という。）の内容に合わせてプロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(選定委員会の所掌事項)

第6条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 提案の募集要件等の決定に関する事。
- (2) 提案の募集方法の決定に関する事。
- (3) 提案の採否の基準、方法、日程の設定に関する事。
- (4) 提案の採否の審査及び特定に関する事。
- (5) その他選定に関し必要な事項。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、決定契約を所管する課において処理する。

2 決定契約を所管する課は、選定委員会の運営方法等について必要な場合は、総務部管財入札課に助言を求めることができる。

(参加表明者の公募)

第8条 市長は、公募型による決定契約については、決定契約の案件ごとに、次に掲げる事項を告示、インターネットその他の方法により公表し、公募型への参加を希望する者(以下「参加表明者」という。)を公募するものとする。

- (1) 決定契約の名称、内容及び履行期限
- (2) 公募資格要件
- (3) 決定契約を所管する課の名称
- (4) 公募型への参加を表明する書類及び提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (5) 提案書の提出者を選定するための基準
- (6) 提案書を評価するための基準
- (7) ヒアリングの有無
- (8) その他市長が必要と認める事項

(参加表明書等の提出)

第9条 市長は、提案書の提出者を選定するため、参加表明者から公募型への参加を表明する書類その他市長が必要と認める書類(以下「参加表明書等」という。)の提出を求めるものとする。

(提案書の提出者の選定)

第10条 市長は、参加表明者から参加表明書等が提出されたときは、提案書の提出を要請する者(以下「要請者」という。)の選定に関し、選定委員会に諮るものとする。

2 選定委員会は、提案書の提出者を選定するための基準に基づき、参加表明者から提出された参加表明書等を審査のうえ、当該参加表明者のうちから要請者として適するものを選定し、結果を市長に答申するものとする。

(結果通知等)

第11条 市長は、参加表明者に対し、参加資格選定結果について通知するものとする。この場合において、当該通知は提案書の提出要請と同時に行うものとする。

2 選定しなかった者に対する前項の規定による通知は、選定されなかった理由を

明記しなければならない。

(要請者の選定手続の省略)

第12条 前2条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、第10条の規定による選定委員会の選定によることなく、参加表明書等の提出者全員を要請者とするすることができる。

(要請者の指名)

第13条 市長は、指名型による決定契約については、決定契約に係る提案資格を有すると認めた者の中から要請者を指名するものとする。

(指名の通知)

第14条 市長は、要請者を指名した場合は、速やかに当該要請者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 決定契約の名称、内容及び履行期限
- (2) 決定契約を所管する課の名称
- (3) 提案書の提出の意思を確認する書類及び提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (4) 提案書を評価するための基準
- (5) ヒアリングの有無
- (6) その他市長が必要と認める事項

(提案書の提出要請)

第15条 市長は、要請者に対し、次に掲げる書類の提出を要請するものとする。

- (1) 公募型 提案書
- (2) 指名型 提案書及び提案書の提出の意思を確認する書類

2 指名型における要請者は、指定する日までに、提案書の提出の意思を確認する書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、省略することができる。

(提案書の特定)

第16条 市長は、提案書が提出されたときは、提案書の特定に関し、選定委員会に諮るものとする。

- 2 選定委員会は、提案書を評価するための基準に基づき、提出された提案書を審査のうえ、当該提案書のうちから決定契約について最適なものを特定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定に基づき特定された提案書について、戸田市公共調達審査委員会の審議を経て、最適な提案書であることを決定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による決定をしたときは、当該決定をした提案書の提出者(以下「特定者」という。)及び特定しなかった者(以下「非特定者」という。)に通知するものとする。
- 5 前項の通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、特定された理由又は特定

されなかった理由を付すものとする。

- 6 非特定者は、市長に対して、書面により、その理由について説明を求めることができる。

(実施上の留意事項)

第17条 参加表明書等及び提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

2 提出された参加表明書等及び提案書は、提出者に返却しないものとする。

3 参加表明書等及び提案書に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書等及び提案書を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年11月15日市長決裁）に基づく入札参加停止を行うことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日以前に実施した業務については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。